入札説明書

令和７・８年度

地域若者サポートステーション事業

厚生労働省人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

大阪労働局

入札関係書類受領書

（電子入札・紙入札共通）

**【　提　出　先　】**

大阪労働局総務部会計課　会計第２係　栗山宛

**E-mail ： kuriyama-kentarou(★)mhlw.go.jp**

※メールで提出の場合は、(★)を＠に変更してください

〒540-8527　大阪市中央区大手前４－１－６７

大阪合同庁舎第２号館８階（TEL　06-6949-6487）

|  |  |
| --- | --- |
| 入札案件名 | 令和７・８年度地域若者サポートステーション事業  （●●地域）※●●に該当の地域名を記載してください。 |
|  | |
| 受領日  （ダウンロード日） | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業所名所 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 入札参加資格 | 別添のとおり |

**（注１）資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写しを添付すること。**

（注２）入札関係書類を政府電子調達システム（GEPS）からダウンロードした場合は、本受領書記載のうえ、上記の提出先へメールにてご提出ください。当局からの受理通知メールをもって、受理したものとみなします。なお、本受領書の提出がなくても入札参加は可能ですが、仕様書変更の連絡ができない等不利益が生じる可能性があります。この場合の異議申し立ては受けかねますのでご了承ください。

（注３）本受領書は、仕様書の変更案内や各種ご連絡の際に使用します。

（注４）本受領書を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日、辞退の理由を伺う場合があります。

「令和７・８年度地域若者サポートステーション事業」の調達に関わる入札公告（令和７年２月６日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

大阪労働局総務部長　長　正敏

２　調達内容

（１）調達案件

令和７・８年度地域若者サポートステーション事業

（２）調達案件の仕様

別添１「委託要綱」及び別添２「仕様書」のとおり

※　別添１「委託要綱」の不明点は、電子メールにより下記５（２）の担当者に照会すること。

（３）契約期間

契約日から令和９年３月31日

（４）履行場所

別添１「委託要綱」及び別添２「仕様書」のとおり

（５）入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第２９条の４、第２９条の９、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７２条第１項、第７７条第２号及び第１００条の３第３号）。

３　電子調達システムの利用

本案件は、政府電子調達システム(以下「GEPS」という。)により行う。なお、GEPSにより難いものは、下記８（２）エのとおり、紙入札方式による旨を提出することにより、紙入札方式に変えることができる。

４　競争参加資格

（１）予決令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者。

イ　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「令和７・８年度地域若者サポートステーション事業仕様書」別表１「令和７・８年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧」の「必要な統一参加資格」欄に示す地域及び等級に係る競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

（３）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（４）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

（５）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（６）入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（７）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

ア　本事業を適正に実施するための組織体制、事業規模、財務状況を有している者であること。

イ　業務・財務情報等の公開を適切に行っている者であること（公開義務のある者のみ。）。

ウ　本事業の公益性を十分に理解している者であること。

エ　若年無業者等（仕様書第１の２に定める「若年無業者等」と同じ。）に対する又は関連する専門的な事業の実績を持ち、その支援に要するノウハウを有する者であること。

オ　令和７年度事業開始時点において、キャリアコンサルタント資格（国家資格）を有する者を配置する見込みがあること。

カ　過去５年間に行った本事業に係る契約又は緊急人材育成・就職支援基金による認定事業に関し、契約の解除又は認定の取消しの通知を受けた者その他過去５年間に行った本事業又は緊急人材育成・就職支援基金による認定事業に関する監督又は検査における指導に従わなかった者又は現に従っていない者でないこと。

（８）入札書提出時において、過去１年間に厚生労働省大阪労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと 。

①　契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと

②　契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと

③　契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと

④　契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

（９）その他仕様に基づく要件等を満たしていること。

５　入札説明書の交付場所、問合せ先等

（１）入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び契約条項を示す場所及び問合せ先

〒５４０－８５２７

大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館８階

大阪労働局総務部会計課 会計第２係

担当　栗山

電話　０６－６９４９―６４８７

電子メール kuriyama-kentarou（★）mhlw.go.jp

※メールの送信時に（★）を＠に変更してください。

（２）提案書類の提出場所、入札説明会の参加申込先、問合せ先等

〒５４０－００２８

大阪市中央区常盤町１－３－８ 中央大通ＦＮビル２１階

大阪労働局職業安定部訓練課　訓練指導係

担当：田中・有留

電話：０６－７６６３-６２４１

電子メール：shidou（★）mhlw.go.jp

※メールの送信時に（★）を＠に変更してください。

（３）仕様書に関する問合せ先

ア　問合せ先・方法

下記の厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官

室若者自立支援係の電子メールアドレスへのメールにて受け付ける。添付フ

ァイルや画像データ等は開封しないので、質問内容はメール本文に全て

記載すること。

なお、メールの件名は本事業に係る問合せであることが分かるものとする

こと。

[メールアドレス：sapo-houkoku（★）mhlw.go.jp](mailto:メールアドレス：sapo-houkoku@mhlw.go.jp)

※メールの送信時に（★）を＠に変更してください。

イ　問合せの受付期間

令和７年２月６日（木）から令和７年２月21日（金）17時まで

ウ　問合せに対する回答

問合せに対する回答は、令和７年２月26日（水）17時までに、厚生労働

省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に掲載する。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答

する。

なお、提案書等の具体的記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問につ

いては、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

（掲載場所）

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○人材開発

○サポステ

○令和７・８年度地域若者サポートステーション事業の　調達についてはこちら

６　入札説明会の日時及び場所

（１）日時：令和７年２月１２日（水）１４時００分

（２）場所：大阪労働局第二庁舎　18階　大会議室

〒540-0028大阪市中央区常盤町１－３－８ 中央大通ＦＮビル

入札説明会への参加を希望する場合は、令和７年２月１０日（月）１７時００分までに、上記５（２）の連絡先へ電話又はメールで申し込むこと（期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。）。出席人数は１機関当たり２名までとすること。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記５（１）から電子メールでの交付、または大阪労働局ホームページ及びGEPSからダウンロードする等の方法で入手しておくこと。

７　提案書類の提出等

（１）提案書類の受領期限

令和７年２月２８日（金）17時00分

封筒に担当者の氏名及び連絡先を明記して、上記５（２）まで提出すること。

なお、原則郵送（書留郵便に限る）での提出とするが、持参での提出も可と

する（事前の連絡は不要。）。

未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

また、電報、ＦＡＸ及び電子メール等その他の方法による提出は認めない。

（２）提案書類に関するプレゼンテーションの実施

　提案書類に関するプレゼンテーションを必要に応じて実施する。実施する場

合は、開催日時、場所、時間及び開催方法を、入札参加者に個別に別途連絡する。

（３）提案書類の無効

　　　本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

（４）不備があった場合の取扱い

　　　一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

　　　この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

８　入札書の提出場所等

　本入札案件は、GEPSにより執行することとし、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出は以下のとおりとする。原則、入札は電子入札によること。

（１）GEPSにより入札を行う場合

　　ア　入札書の提出期限

　　　令和７年２月２７日（木）９時から令和７年２月２８日（金）１７時までイ　GEPSにより入札する場合には、通信状況により提出期限時間内にGEPS

に入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入

札書の提出期限に遅れた場合は一切認めない。

（２）紙による入札の場合

ア　入札書の提出期限

　令和７年２月２７日（木）９時から令和７年２月２８日（金）１７時まで

イ　入札書は別紙１の様式により作成し、封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和７年３月１０日（月）開札『令和７・８年度地域若者サポートステーション事業（〇〇地域若者サポートステーション）』の入札書在中」と朱書きし、提出期限までに上記５（１）へ提出しなければならない。

なお、原則郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、持参での提出も可とする。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

ウ　入札書には電子くじ番号として、任意の３桁を記入しなければならない。入札書に電子くじの記載がない場合には、職員が任意の数字をGEPSに入力する。

　※　GEPSでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が二人以上いる場合のくじ引き（９（２）参照）に使用される。

エ　紙による入札の場合は、別紙７の様式を提出しなければならない。

オ　紙により入札する場合には、郵送又は持参の提出方法にかかわらず、提出期限までに上記５（１）の連絡先へ、入札書を提出した旨を電子メールにより連絡すること。

その際、メールの件名は「令和７年３月１０日（月）開札『令和７・８年度地域若者サポートステーション事業（〇〇地域若者サポートステーション）』の入札書提出の連絡」とし、メールの本文に競争参加者の氏名、名称又は商号を記載すること。

事前連絡が無い場合は、落札者の決定に影響する可能性があるのでご留意ください。

（３）入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

（４）代理人による入札

ア　代理人がGEPSにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。

なお、GEPSにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに別紙２による委任状を上記５（１）に提出しなければならない。

なお、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

ウ　入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（５）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和７年２月２６日（水）17時までに別紙４に記載のある競争参加資格等確認関係書類をスキャナ等により電子データ化したものを、GEPSに定める手続に従い提出しなければならない。

なお、紙による入札の場合は、競争参加資格等確認関係書類の写しを令和７年２月２８日（金）17時までに上記５（１）契約条項を示す場所に提出すること。

（６）入札の無効

ア　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ　代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

ウ　別紙５及び別紙６の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（７）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（８）入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

９　開札の取扱い

（１）開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年３月１０日（月）

三島地域若者サポートステーション　　　9 時00分

　　泉州地域若者サポートステーション　　　9 時45分

　　大阪市地域若者サポートステーション　　10時30分

　　中河内地域若者サポートステーション　　11時15分

　　北河内地域若者サポートステーション　　13時30分

　　南河内地域若者サポートステーション　　14時15分

　　豊能地域若者サポートステーション　　　15時00分

堺地域若者サポートステーション　　　　15時45分

　　大阪府地域若者サポートステーション　　16時30分

イ　場所

大阪市中央区大手前４－１－６７

大阪合同庁舎第２号館９階　共用Ａ会議室

（２）GEPSによる入札の場合

GEPSにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

（３）紙による入札の場合

ア　紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記５（１）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ　入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を複数同時に提出すること。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記８（２）おける入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を提出すること。

GEPSにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

１０　その他

（１）本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

①　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第８６条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められる場合

イ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ　入札者のうち、①令和７年度分及び②令和８年度分の委託金額合計が　それぞれ当局が作成する予定価格の範囲内で、かつ①と②の合計額が最低の金額をもって入札した者を落札者と定め、契約を締結する。

（３）契約書の作成

ア　契約書の締結はGEPS上で行う。なお、紙契約方式を希望する場合は、別

紙６により紙契約方式である旨を提出することで変えることができる。

イ　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札

額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わす

ものとする。

ウ　紙契約方式による契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠

隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案２通に記名押印をし、更に

支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印す

るものとする。

エ　上記のウの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

オ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

カ　契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

（４）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払う。

（５）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（６）インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、その際は、令和５年10月１日から令和８年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和８年10月１日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の５割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

（７）契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の１００分の５に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

１１　提出書類

（１）入札書（別紙１）　　　　　　　　　　　１部

（２）提案書類一式

　　ア　提案申請書（別紙３）　　　　　　　　１部

　　イ　提案書　　　　　　　　　　　　　　　５部（原本１部・副本１部・写し３部）

　　ウ　全省庁統一資格書（写）　　　　　　　１部

　　エ　直近２年間の保険料の領収書（写）　　１部

オ　誓約書（別紙５及び別紙６）　　　　　１部

カ　適合証明書（別紙11） １部

　　キ　その他の書類（別紙10含む）　 　　　１部

ただし、上記（２）ア～イについては上記５（２）へ提出すること。また、上記（１）及び（２）ウ～キについて、GEPSにより入札を行う場合は、スキャナ等により電子データ化したものをGEPSに定める手続に従い提出し、紙による入札の場合は上記５（１）へ提出すること。

なお、上記の資料イのうち、写しについては、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

　　　また、本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを上記５（２）担当者に提出すること。

①　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書※労働時間の基準を満たすものに限る。

②　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書

③ 次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

④　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

⑤　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

　　　さらに、評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（別紙８又は別紙９）を上記５（２）へ提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の（留意事項）に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記５（２）担当者に提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

　また、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようにすること。

１２　総合評価に関する事項

（１）業務内容の仕様

別添２「仕様書」のとおりとする。

（２）総合評価に関する事項及び方法

別添４「評価項目及びその評価基準」のとおりとする。

１３　その他留意事項

（１）入札書、提案書類の用紙サイズは、Ａ４を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添３「提案書類作成要領」を確認すること。

（２）入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

（３）入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

（４）入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

（５）提案書類の取扱い

　　ア　提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。

　　イ　提出された提案書類は返却しない。

　　ウ　提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

（６）入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。

（７）提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。

（８）提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

○　様式等

　　別紙１　入札書作成様式

別紙２　委任状

別紙３　提案申請書

別紙４　競争参加資格等確認関係書類

別紙５　競争参加資格に関する誓約書

別紙６　暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙７　電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

別紙８　従業員への賃金引上げ計画の表明書（大企業用）

別紙９　従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）

別紙10　関係会社一覧

別紙11　適合証明書

別添１　委託要綱

別添２　仕様書

別添３　提案書類作成要領

別添４　評価項目及びその評価基準

別添５　提案書技術審査委員会設置要綱